

酵母遺伝資源寄託同意書

_____ (以下「寄託者」という) と酵母遺伝資源センターとは、次の事項に同意する。

1. 酵母遺伝資源センターは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究、開発及びその実用化の発展のため、酵母遺伝資源(酵母リソース)の寄託を受け、これらを保存し、研究者に対して提供を行っている。本同意書は、寄託者が酵母遺伝資源センターに酵母リソース(以下「本件リソース」という)を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 寄託者は、本件リソースを無償で酵母遺伝資源センターに寄託する。この寄託においては、知的所有権の移転は含まれない。酵母遺伝資源センターは、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖を行い、また利用を希望する研究者(以下「利用者」という)に対し提供を行うことができる。
3. 寄託者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って酵母遺伝資源センターに寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。
4. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの特性、由来並びに品質に関する正確な情報(特許等を含む)を可能なかぎり添付する。
5. 本件リソースの由来は次の通りである。リソースごとに該当する条項を記載する。
A: 寄託者が開発したリソースである。
B: 他者が開発したリソースであるが、寄託にあたって開発者の許可を得ている。
C: 寄託者が購入したものであるが、譲渡や寄託について制限を受けていない。
6. 本件リソースを特許出願または営利目的に使用する場合は、利用者は事前に寄託者と協議しその承諾を受けるものとする。
7. 本件リソースを6項に該当しない利用者に提供する際の条件を次の通り定め、リソースごとに以下の該当する条項を酵母遺伝資源センター「酵母遺伝資源データベース (<http://yeast.lab.nig.ac.jp/nig/>)」に記載する。
A: 条件を付加しない。
B: 条件を付加する。
B-1: 酵母遺伝資源センターは利用者への提供を寄託者に通知する。
B-2: 酵母遺伝資源センターからの提供に先立ち、利用者は寄託者より提供の承諾を受ける。
B-3: その他()
8. 寄託者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力による本件リソースの滅失・散逸などについて、酵母遺伝資源センターに対し責を問わない。
9. 本件リソースの寄託にあたっての送料は、酵母遺伝資源センターが負担する。
10. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。

11. 酵母遺伝資源センターは、酵母遺伝資源運営委員会、アドバイザー委員会等の意見を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。

12. 本件リソースは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」等の関連する日本の法令及びガイドライン「ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針」(「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」)等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って寄託者及び酵母遺伝資源センターがその手続きをしなければならない。

13. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義が生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、寄託者と酵母遺伝資源センターがそれぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

寄託者

研究責任者: 印

機関名・会社名:

住所: 〒

電話:

FAX:

E-mail:

酵母遺伝資源センター

ナショナルバイオリソースプロジェクト(酵母)

代表機関 代表

大阪市立大学大学院理学研究科 中村 太郎 印

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

電話/FAX: 06-6605-2576

E-mail: nbrpombe@sci.osaka-cu.ac.jp

寄託リソース

酵母遺伝資源寄託同意書

氏名(以下「寄託者」という)と酵母遺伝資源センターとは、次の事項に同意する。

1. 酵母遺伝資源センターは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究、開発及びその実用化の発展のため、酵母遺伝資源(酵母リソース)の寄託を受け、これらを保存し、研究者に対して提供を行っている。本同意書は、寄託者が酵母遺伝資源センターに酵母リソース(以下「本件リソース」という)を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 寄託者は、本件リソースを無償で酵母遺伝資源センターに寄託する。この寄託においては、知的所有権の移転は含まれない。酵母遺伝資源センターは、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖を行い、また利用を希望する研究者(以下「利用者」という)に対し提供を行うことができる。
3. 寄託者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って酵母遺伝資源センターに寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。
4. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの特性、由来並びに品質に関する正確な情報(特許等を含む)を可能なかぎり添付する。
5. 本件リソースの由来は次の通りである。リソースごとに該当する条項を記載する。**いずれかに○ 基本的に A でお願いします**
A: 寄託者が開発したリソースである。
B: 他者が開発したリソースであるが、寄託にあたって開発者の許可を得ている。
C: 寄託者が購入したものであるが、譲渡や寄託について制限を受けていない。
6. 本件リソースを特許出願または営利目的に使用する場合は、利用者は事前に寄託者と協議しその承諾を受けるものとする。
7. 本件リソースを6項に該当しない利用者に提供する際の条件を次の通り定め、リソースごとに以下の該当する条項を酵母遺伝資源センター「酵母遺伝資源データベース (<http://yeast.lab.nig.ac.jp/nig/>)」に記載する。**いずれかに○ 基本的に A か B-1 にして下さい**
A: 条件を付加しない。
B: 条件を付加する。
B-1: 酵母遺伝資源センターは利用者への提供を寄託者に通知する。
B-2: 酵母遺伝資源センターからの提供に先立ち、利用者は寄託者より提供の承諾を受ける。
B-3: その他()
8. 寄託者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力による本件リソースの滅失・散逸などについて、酵母遺伝資源センターに対し責を問わない。
9. 本件リソースの寄託にあたっての送料は、酵母遺伝資源センターが負担する。
10. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。

11. 酵母遺伝資源センターは、酵母遺伝資源運営委員会、アドバイザー委員会等の意見を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。

12. 本件リソースは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」等の関連する日本の法令及びガイドライン「ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針」(「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」)等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って寄託者及び酵母遺伝資源センターがその手続きをしなければならない。

13. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義が生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、寄託者と酵母遺伝資源センターがそれぞれ1通を所持する。

平成 yy 年 mm 月 dd 日

日付を記入

寄託者

研究責任者: 氏名

印 捺印

機関名・会社名: 大阪市立大学大学院理学研究科

住所: 〒558-8585

大阪市住吉区杉本 3-3-138

電話: 000-111-2222

FAX: 333-444-5555

E-mail: abc@osaka-cu.ac.jp

酵母遺伝資源センター

ナショナルバイオリソースプロジェクト(酵母)

代表機関 代表

大阪市立大学大学院理学研究科 中村 太郎 印

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

電話/FAX: 06-6605-2576

E-mail: nbrpombe@sci.osaka-cu.ac.jp

寄託リソース